

令和5年度(2023年度)県立高等学校生徒募集 定員について

このことについて、別紙のとおり定めることとする。

(提案理由)

県立高等学校生徒募集定員については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第14号及び熊本県立高等学校学則第4条第2項の規定に基づき、教育委員会において定める必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
(平成20年熊本県教育委員会規則第5号)

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 県立学校生徒募集定員の決定

(15)～(25) (略)

2 (略)

熊本県立高等学校学則(昭和40年教育委員会規則第16号)

(課程、学科及び募集定員)

第4条 (略)

2 高等学校の募集定員は、熊本県教育委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。

(別紙)

令和5年度(2023年度)県立高等学校生徒募集定員

1 全日制高等学校の生徒募集定員は、11,000人とする。

内訳

(単位:人)

学区	令和5年度定員(A)	令和4年度定員(B)	増減 (A) - (B)	備考
県 央	4,920	4,960	40	・松橋高校 1学級減
県 北	2,760	2,840	80	・岱志高校 1学級減 ・北稜高校 1学級減
県 南	3,320	3,360	40	・八代農業 高校 1学級減
計	11,000	11,160	160	

2 定時制高等学校の生徒募集定員は、440人(前年度と同じ)とする。

3 高等学校専攻科の生徒募集定員は、10人(前年度と同じ)とする。